

一般社団法人日本ロボット学会 学会特命委員会規程

2023年2月22日理事会制定

(設置)

第1条 本会定款第42条により、常設ならびに時限の学会特命委員会をおくことができる。

(目的)

第2条 学会特命委員会(以下委員会という)は、理事会より委託された題目に対し必要な調査研究および対外的活動を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長1名および幹事若干名を含む原則として20名以内の委員をもって構成する。委員長は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。幹事は、委員の中から委員長の推薦により会長が委嘱する。

(設置期間)

第4条 時限委員会の設置期間は2年とする。ただし、理事会の判断により期間延長又は常設とすることができる。常設委員会は2年毎に理事会が活動状況を精査し、継続の要否を判断する。

(任期)

第5条 委員任期は2年とし、再任可とする。ただし、途中での委員の追加および変更は可能とする。

(委員以外の参加)

第6条 委員長は、委員以外の必要とする人の委員会への参加を求めることができる。

(招集)

第7条 委員会の招集は委員長が行う。

(運営費および会計報告)

第8条 委員会運営費は、理事会が予算で定める範囲内で支給される。委員長は、各年末に会計報告書を理事会に提出しなければならない。

(活動報告および会計報告)

第9条 委員長は、理事会に対し、委員会の活動報告を各年末に文書で行う。委員長は、設置期間満了後2か月以内に、活動報告書および会計報告書を理事会に提出し承認を得るとともに、1年以内に会員に対して成果を会誌や学術講演会等を通じて報告しなければならない。

(意見書および提案書)

第10条 委員長は、委員会を代表して学会の行事や運営等に関して、理事会に対し意見書または提案書を提出することができるとともに、特に必要な場合には理事会に出席して意見を述べることができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、企画・広報理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2023年4月1日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会 学会特命委員会規程」の正文であることを確認する。

2023年2月22日 村上 弘記